

## みんなで探そう京都のいきもの 「身近な自然度調査」・「まちかどいきものマップ」の参加者を募集しています！

人と自然、地域と自然のつながりを再認識し、本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいく行動を起こすきっかけとするため、市民や学校、市民団体の皆様による「身近な自然度調査」と「まちかどいきものマップ」の参加者を募集しています。

### 身近な自然度調査 ～あなたの発見情報をお待ちしています！～

市内の公園や道路沿いの樹木、里山など身近な自然の中で見つけたセミや鳥などの生き物の情報を郵送、FAX、メールでご報告ください。

**報告内容** 発見した生き物の名前、発見日時、場所、メモ（数等）、写真（画像データ）  
【任意】報告者の氏名、連絡先等

**結果の公表** 集約後、ホームページ等で公開します。また、ポスター等にも掲載する予定です。  
（過去の集約結果：[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-2-0-0\\_19.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-2-0-0_19.html)）

### まちかどいきものマップ ～自由研究に、日々の散歩の記録に、作品を作ってみませんか？～

地域、学区内等、身近なまちかどの生き物の生息状況を地図にした作品を募集しています。

#### 表彰等について

募集期間終了後、審査のうえ、優秀作を表彰し、展示及びホームページでの公開を行います。  
ご応募いただいたマップ等は表彰等終了後にお返しします。

### 募集期間

平成24年7月18日(水)～11月30日(金)

お待ちしております！



### 問合せ先・提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課  
〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地  
京都朝日ビル4階  
電話：075-213-0930 FAX：075-213-0922  
メール：k-kyosei@city.kyoto.jp

まずは、ぼくたちを探して！



### 京のいきもの発見ガイド

「身近な自然度調査」と「まちかどいきものマップ」の作成に活用していただくため、本市で生息が確認されている生き物について、その写真、特徴等を記した平成24年度夏版「京のいきもの発見ガイド」を発行し、各区役所等で配布しています。ホームページからもダウンロードできますので、是非ご活用ください。  
（ホームページ：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000125149.html>）

## 目次

●みんなで探そう京都のいきもの	1
●京都市における大気、水質等環境調査結果（平成23年度）	2
●トイレの水洗化を考えておられる皆様へ	8
●DO YOU KYOTO？ クレジット制度 登録申請受付中！！	9
●楽しみながら体験型で学べる！ 京エコロジーセンター	10
●リユース家具の展示販売	11
●電気自動車（EV）を使ったカーシェアリングを体験しよう！	12

# 京都市における大気、水質等環境調査結果 (平成23年度)

京都市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき大気、水質（河川、地下水）、自動車騒音等の環境調査を行い、その状況を把握しています。この度、平成23年度の調査結果を取りまとめました。

## 1 大気に係る環境調査結果

### (1) 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視結果

大気汚染に係る国の環境基準及び京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）が定められている次の5項目について大気汚染常時監視を行っている。

#### ア 調査項目

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント

#### イ 調査地点

一般環境大気測定局（「一般局」）10局  
自動車排出ガス測定局（「自排局」）5局

#### ウ 結果概要

二酸化硫黄、一酸化炭素は全局で環境基準及び市保全基準を達成している。

二酸化窒素は全局で環境基準を達成している。市保全基準（当分の間の基準）については一般局全局、自排局5局中2局で達成している。

浮遊粒子状物質は一般局9局中6局、自排局5局中3局で環境基準及び市保全基準を達成している（非達成は黄砂の影響により2日連続で基準超過したことによる）。

光化学オキシダントは全局で環境基準及び市保全基準を超過している。

#### エ 経年変化

各調査項目の年平均値の経年変化は、概ね減少傾向からほぼ横ばいで推移している。

### (2) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となるもの）の中の優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物等及び金属類の21物質を対象に調査を行っている。

#### ア 調査地点

一般環境調査1地点（市役所）、固定発生源周辺調査1地点（生活環境美化センター）、道路沿道調査2地点（自排局大宮、自排局山科）の計4地点

#### イ 結果概要

環境基準が設定されているベンゼン（全4地点）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（一般環境調査及び固定発生源周辺調査の2地点）の4物質は、全地点で環境基準を達成している。

図1 大気汚染常時監視地点



表1 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境基準等達成状況（平成23年度）

種別	測定局名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )				浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)			光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	
		1日 平均値 (2%除外値) ppm	達成 状況		1日 平均値 (98%値) ppm	達成状況			1日 平均値 (2%除外値) mg/m <sup>3</sup>	達 成 状 況	1日 平均値 (2%除外値) ppm	達成 状況		1時間値 の最高値 ppm	達 成 状 況
			環 境 基 準	市 保 全 基 準		環 境 基 準	当 分 の 間 の 基 準	市 保 全 基 準				環 境 基 準	市 保 全 基 準		
一般局	市役所	0.006	○	○	0.026	○	○	×	0.042	○	—	—	—	0.122	×
	壬生	0.007	○	○	0.026	○	○	×	0.044	×	—	—	—	0.123	×
	南	0.007	○	○	0.033	○	○	×	0.041	○	—	—	—	0.119	×
	伏見	0.007	○	○	0.036	○	×	×	0.042	×	—	—	—	0.133	×
	山科	0.007	○	○	0.027	○	○	×	0.043	○	—	—	—	0.112	×
	左京	0.008	○	○	0.021	○	○	×	0.039	○	—	—	—	0.112	×
	西京	0.006	○	○	0.027	○	○	×	0.040	×	—	—	—	0.135	×
	久我	0.007	○	○	0.034	○	○	×	0.047	○	—	—	—	0.125	×
	北醍醐	—	—	—	0.024	○	○	×	—	—	—	—	—	0.087	×
自排局	南大宮	—	—	—	0.048	○	×	×	0.045	×	0.9	○	○	—	—
	山科	—	—	—	0.042	○	×	×	0.043	○	0.8	○	○	—	—
	上京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	西ノ京	—	—	—	0.031	○	○	×	0.042	○	0.7	○	○	—	—
	桂	0.006	○	○	0.025	○	○	×	0.041	○	0.6	○	○	—	—
	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。				1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。	
市保全基準	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.02ppm以下、当分の間の基準は0.04ppm以下であること				環境基準と同じ		1時間値の1日平均値が5ppm以下であること			環境基準と同じ		

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準です。

注2 表中の一印は、測定を実施していないことを示します。

注3 測定結果欄の1日平均値は、長期的評価による環境基準等達成評価の指標となる値（1日平均値の年間98%値又は年間2%除外値）です。二酸化硫黄については、環境基準は2%除外値で評価しますが、市保全基準は98%値で評価します。

注4 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示します。

注5 SO<sub>2</sub>、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価します。

注6 SPMの非達成局は全て黄砂による影響。

国の環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準  
 京都市環境保全基準：市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、京都市が独自に定めているもの

## 2 水質に係る環境調査結果

### (1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準が定められている、生活環境の保全に関する項目（9項目）及び人の健康の保護に関する項目（26項目）について、市内河川（22河川42地点）で水質常時監視を行っている。

#### ア 生活環境の保全に関する項目

##### (ア) 調査地点

22河川42地点

##### (イ) 結果概要

水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準及び市保全基準の水域類型があてはめられている全13水域26地点で基準を達成している。また、市保全基準の水域類型があてはめられている全25水域37地点で市保全基準を達成している。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準項目である全亜鉛については、水域類型があてはめられている全2河川（桂川及び宇治川）4水域8地点で環境基準を達成し、また、平成23年3月には市保全基準としても定め、水域類型があてはめられている全4河川（鴨川、高野川、桂川及び宇治川）11水域18地点で市保全基準を達成している。

表2 水域類型別BODの環境基準及び市保全基準の達成状況

類型		水域数*	達成水域数 (達成率 (%))	測定 地点数	達成地点数 (達成率 (%))
環境基準	AA	2	2 (100)	2	2 (100)
	A	11	11 (100)	22	22 (100)
	B	0	0 (—)	2	2 (100)
	C	0	0 (—)	0	0 (—)
	計	13	13 (100)	26	26 (100)
市保全基準	AA	3	3 (100)	3	3 (100)
	A	20	20 (100)	32	32 (100)
	B	0	0 (—)	0	0 (—)
	C	2	2 (100)	2	2 (100)
	計	25	25 (100)	37	37 (100)

\* 環境基準又は市保全基準の水域類型があてはめられている水域の数

表3 全亜鉛の環境基準及び市保全基準の達成状況

類型		水域数*	達成水域数 (達成率 (%))	測定 地点数	達成地点数 (達成率 (%))
環境基準	生物A	1	1 (100)	1	1 (100)
	生物B	3	3 (100)	7	7 (100)
	計	4	4 (100)	8	8 (100)
市保全基準	生物A	2	2 (100)	2	2 (100)
	生物B	9	9 (100)	16	16 (100)
	計	11	11 (100)	18	18 (100)

\* 環境基準又は市保全基準の水域類型があてはめられている水域の数

#### イ 人の健康の保護に関する項目

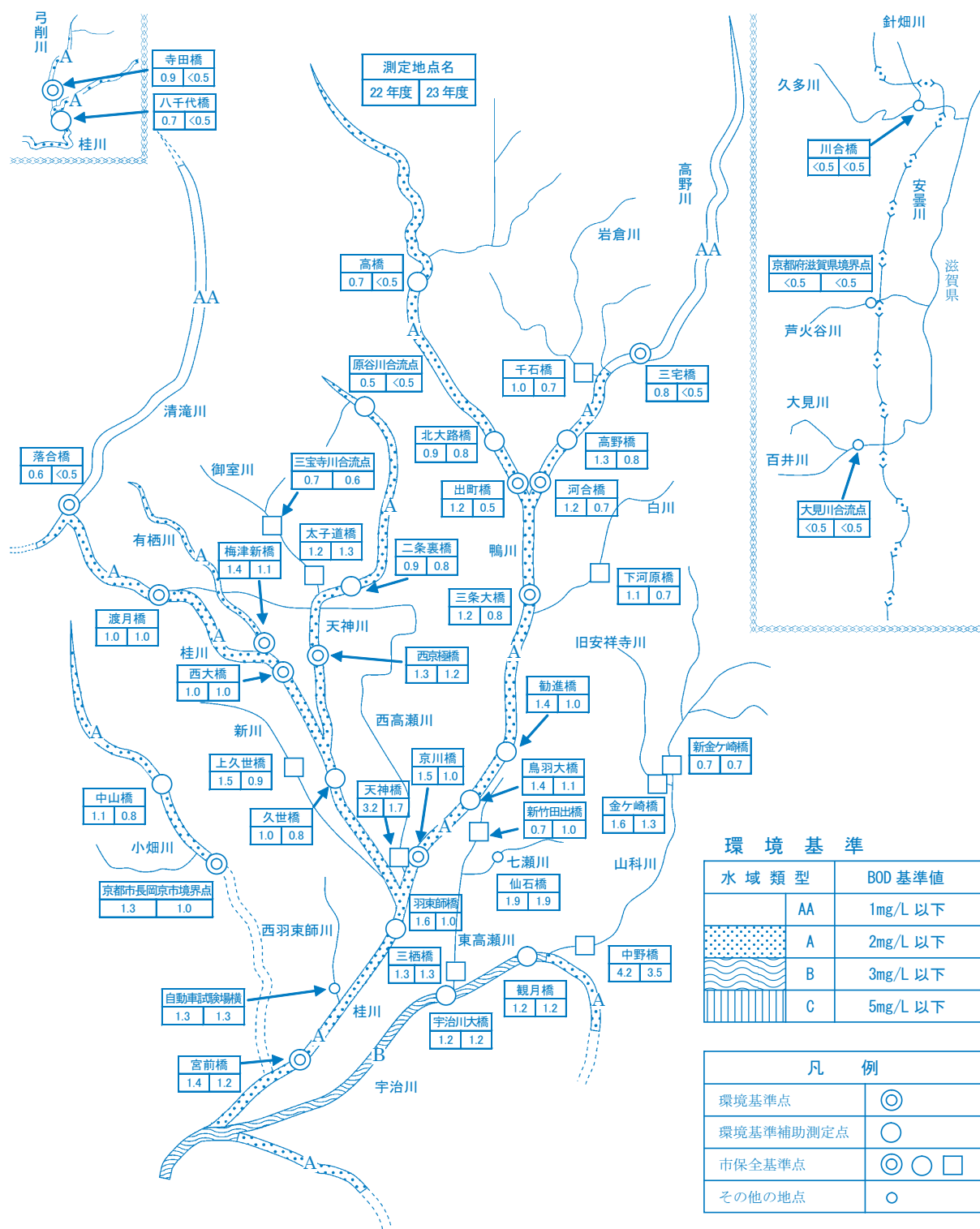
##### (ア) 調査地点

20河川38地点

##### (イ) 結果概要

全地点で環境基準及び市保全基準を達成している。

図2 BODの75%水質値（平成22年度，平成23年度対比 単位：mg/L）



## (2) 河川上流域の水質調査結果

生活排水が河川水質に影響すると考えられる河川の上流域（公共下水道の整備されていない地域）で、定期的に水質調査を行っている。

### ア 調査地点

9河川10地点

### イ 結果概要

BOD（生物化学的酸素要求量）の年間平均値は、環境基準及び市保全基準の水域があてはめられている全地点で、基準を達成している。

### (3) 河川水質の環境ホルモン調査結果

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）による汚染状況を把握するため、市内河川でノニルフェノール等4物質について調査を行っている。

#### ア 調査地点

7河川11地点

#### イ 結果概要

2河川2地点で4-*t*-オクチルフェノールのみ検出されたが、生物に対して有害な影響を及ぼさないと予想される濃度（予測無影響濃度）以下の値であった。その他の地点では4物質とも検出されていない。

### (4) 地下水質常時監視結果

揮発性有機化合物、重金属・PCB等合計29項目について、地下水質常時監視を行っている。

平成23年度の調査としては、全体的な地下水質の概況を把握するために市内46地点を4年間に分けて実施している概況調査と、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するため及び必要に応じて汚染状況を把握するために実施している継続監視調査等を行った。

#### ア 調査地点

55地点

#### イ 結果概要

テトラクロロエチレンは48地点中7地点、1,2-ジクロロエチレンは48地点中1地点、砒素は17地点中4地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は19地点中2地点、ふっ素は12地点中1地点の井戸で環境基準を超過した。

表4 地下水質調査項目及び地点数

( )内は環境基準超過地点数

項目		項目数	概況調査	継続監視調査等	地点数合計	
環境基準項目	揮発性有機化合物	テトラクロロエチレン	1	11(1)	37(6)	48(7)
		1,2-ジクロロエチレン	1	11	37(1)	48(1)
		他の揮発性有機化合物	10	11	37	48
	重金属・PCB	砒素	1	11	6(4)	17(4)
		他の重金属・PCB	7	11		11
	農薬類 4項目		4	1		1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1	11(1)	8(1)	19(2)
	ふっ素		1	11	1(1)	12(1)
	ほう素		1	11		11
	要監視項目（ニッケル・アンチモン）		2	2		2
全体		29	11(1 <sup>*1</sup> )	44(12 <sup>*2</sup> )	55(13)	

\*1 テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が共に環境基準超過地点が1地点ある。

\*2 砒素及びふっ素が共に環境基準超過地点が1地点ある。

### 3 ダイオキシン類に係る一般環境調査結果

ダイオキシン類に係る汚染の状況について把握するため、大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌において、常時監視を行っている。平成23年度の結果は、表5のとおりである。

#### (1) 結果概要

全地点で環境基準を達成している。

#### (2) 経年変化

大気調査結果、河川水質調査結果の経年変化については、図3及び図4のとおり減少傾向からほぼ横ばいを示している。

表5 ダイオキシン類一般環境調査結果

項目（単位）	地点数	平成23年度 ダイオキシン類濃度		過去5年(H18～H22)の 平均値（濃度範囲）	環境 基準
		平均値	濃度範囲		
大 気（pg-TEQ/m <sup>3</sup> ）	9*	0.017	0.0080～0.044	0.023（0.0052～0.071）	0.6
河川水質（pg-TEQ/L）	13*	0.091	0.023～0.74	0.087（0.011～0.73）	1
河川底質（pg-TEQ/g）	13*	1.2	0.23～7.9	0.99（0.12～4.6）	150
地 下 水（pg-TEQ/L）	9	0.023	0.021～0.027	0.031（0.010～0.066）	1
土 壌（pg-TEQ/g）	15	2.1	0.0037～13	2.4（0.0029～12）	1,000

\* 毎年、同一地点で測定を実施

図3 大気調査結果の経年変化(年間平均値)

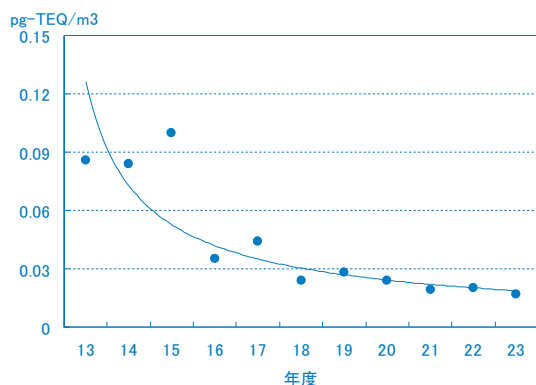
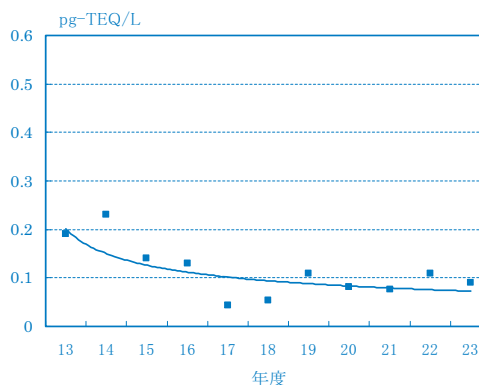


図4 河川水質調査結果の経年変化(年間平均値)



#### 4 自動車騒音に係る調査結果

自動車騒音に係る環境基準の達成状況を評価するため、主要道路において騒音測定を実施し、その結果から評価区間ごとに道路の両側50m以内の住居等を対象として、環境基準を達成している戸数及びその割合の把握を行っている。

##### (1) 調査地点

国道、府道及び市道の主要道路39地点（評価区間69区間、評価対象戸数50,362戸）

##### (2) 結果概要（評価対象 50,362戸）

昼間（午前6時から午後10時）及び夜間（午後10時から翌日の午前6時）とも環境基準を達成しているのは、47,599戸（94.5%）であった。

昼夜間とも環境基準を超過しているのは、1,701戸（3.4%）であった。

図5 環境基準達成状況

[評価対象戸数 50,362戸]



# トイレの水洗化を考慮しておられる皆様へ

京都市では、**下水道整備区域外及び農業集落排水事業区域外**での生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や風呂等の生活排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の設置を促進しています。

浄化槽によるトイレの水洗化をされる場合、「**浄化槽設置の補助金交付制度**」がありますので、是非、ご利用ください。

## 補助金交付制度の対象

居住を目的とした専用住宅や事務所等を兼ねた併用住宅に浄化槽を設置される個人の方を対象としています。また、一つの浄化槽を2軒以上の住宅（複数戸）が共同利用する場合も補助金交付制度の対象となっています。

ただし、補助金の交付手続前に浄化槽の設置工事を始められた方は、補助金交付制度の対象とはなりませんのでご注意ください。

## 補助金の額

補助金の額は、国が示す標準設置額の**50%**としています。

人 槽 区 分	補 助 金 の 額
5人槽	415,000円
6 ～ 7人槽	518,000円
8 ～ 10人槽	685,000円
11 ～ 20人槽	1,174,000円
21 ～ 30人槽	1,840,000円

※国が示す標準設置額は、年度により改定されることがあります。

※11人槽以上は、複数戸が共同利用する場合にのみ補助金交付制度の対象となります。

※水洗化用便器の取替工事や浄化槽本体部までの配管工事の費用は補助金交付制度の対象外です。

## 申込期間

**平成24年12月28日（金）まで**

（ただし、予算の範囲内で先着順となります。）

## 浄化槽の維持管理

設置後、浄化槽を良好に稼働させるため、浄化槽法に基づく次の検査や点検を受ける必要があります。専門の業者等へ依頼してください。

- ア 法定検査（毎年1回）
- イ 保守点検（毎年3回以上）※ 21人槽以上の場合は毎年4回以上
- ウ 清掃（毎年1回以上）

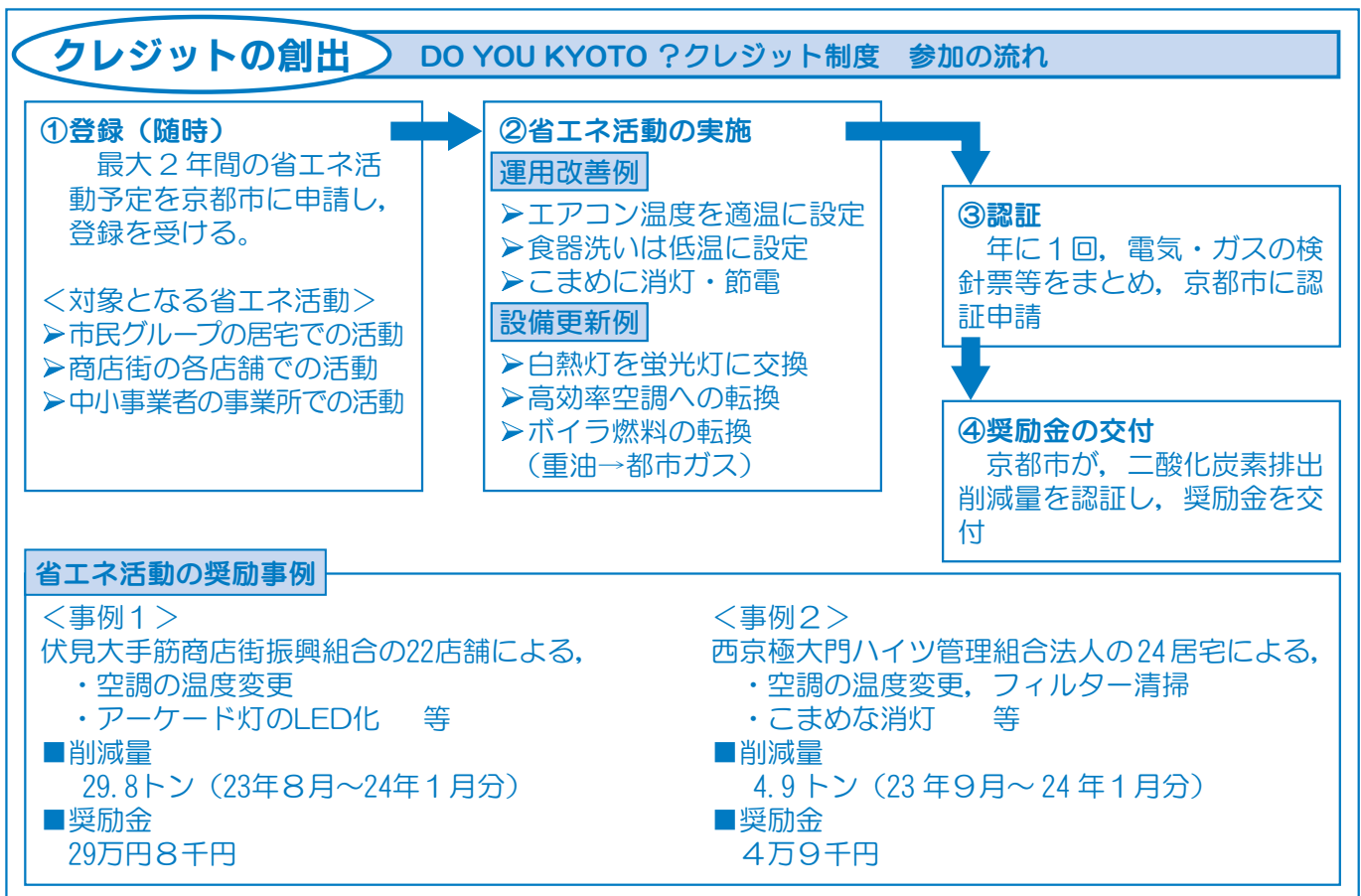


# DO YOU KYOTO ?クレジット制度 登録申請受付中!!

## 市民や中小事業者の皆様の省エネ活動に、奨励金を交付しています。

京都市では、市民や中小事業者の皆様の省エネ活動に対して、削減された二酸化炭素排出量を1トンあたり1万円の環境価値（クレジット）として認証し、奨励金を交付しています。………[クレジットの創出](#)

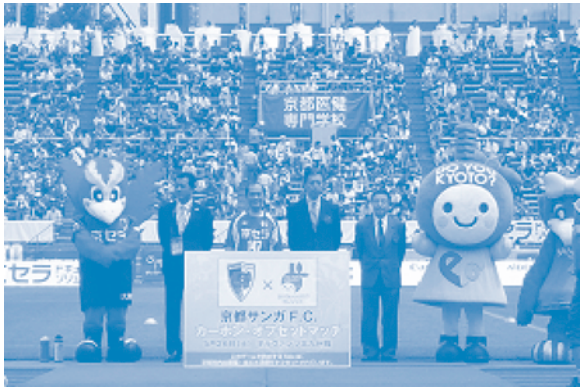
また、このクレジットは、市内で行われるイベントや大規模事業者のカーボン・オフセットに活用されます。………[クレジットの活用](#)



クレジットの活用

■**京都サンガF.C.により**  
**カーボン・オフセットマッチを開催**  
京都サンガF.C.が、伏見大手筋商店街振興組合、西京極大門ハイツ管理組合法人の二酸化炭素排出削減量のうち、2.3トン分を京都市から購入し、5月26日のホームゲームの開催に伴い排出される二酸化炭素をオフセット（埋め合わせ）。さらに、8月19日以降の全ホームゲームをカーボン・オフセットマッチで開催している。

■**「KRP-WEEK」をカーボンオフセット**  
京都リサーチパーク株式会社が、7月28日から8月5日に開催したイベント「KRP-WEEK」において、開催に伴い排出される二酸化炭素をオフセット。



# 楽しみながら 体験型で学べる！



京エコロジーセンター(京都市環境保全活動センター・以下エコセン)は地球温暖化防止京都会議(COP3)を記念し、2002年に設立されました。

環境にやさしい活動の輪を広げる拠点施設として、多くの方にご活用いただいております。

## エコセンに行こう！

エコセンは入館無料で、どなたでも気軽にお越しいただけます。

イベントに参加したり、図書コーナーで本を読んだり、楽しみ方はたくさんあります。

### ■環境イベントに参加する



### ■見学に行く



## 地域でエコセンを活用しよう！

エコセンと出会えるのは館内だけではなく、館外でも、ご活用いただくことができます。

### ■地域のイベントにエコセンを呼ぶ



### ■環境学習会を開催する



## エコセンで環境活動しよう！

エコセンでは、お客様と環境問題を共に考える環境ボランティア「エコメイト」、「京エコサポーター」が活躍しています！

### ■エコメイト活動に参加する



—お問い合わせは下記電話番号又はFAX番号まで—

## 京エコロジーセンター

入館無料

住所：京都市伏見区深草池ノ内町13(青少年科学センターすぐ隣)

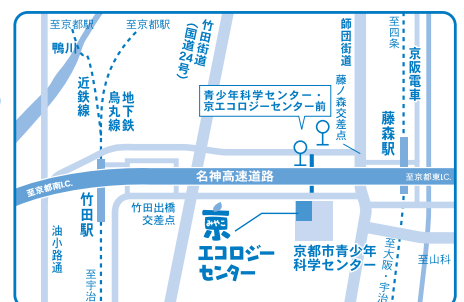
電話：075-641-0911 FAX：075-641-0912

H P：http://www.miyako-eco.jp/

開館時間：9時～21時(1・2F展示は17時まで)

休館日：木曜日(祝日の場合は翌金曜日)※8月16日(木)を除く  
年未年始

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



# リユース家具 の 展示販売

使用済みの家具を修理、清掃して、長く繰り返し使うことを「リユース」といいます。この度、大型ごみとして出された家具を収集し、プロの家具職人が手を入れて商品化し、格安で展示販売します。是非、皆様、展示会場にお越しいただき、エコで素敵なインテリアをお求めください。



※写真は、平成24年7月に展示したリユース家具の一部です。

## 1 展示会場

京都市リユース家具展示場（旧下京まち美化事務所）

京都市中京区壬生下溝町45（御前通松原東入る北側 駐車場 約5台分）

家具を御覧になるときは、市バス・地下鉄など公共交通機関の御利用をお願いいたします。

## 2 展示期間【土・日曜日限定開催です！】

平成24年4月7日～平成25年3月24日の土・日曜日 午前10時～午後4時30分

## 3 購入方法

展示会場にて申込用紙を記入し、受付に提出。多数抽選

販売品の価格は、区役所・支所のエコまちステーション等に設置のカタログで紹介しています。

また、ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000111268.html>

京都市 家具のリユース

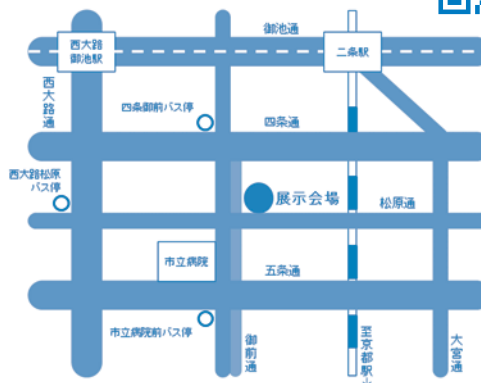
## 4 アクセス

○地下鉄東西線：「二条駅」又は「西大路御池駅」徒歩約20分

○阪急京都線及び嵐電：「西院」徒歩約15分

○市バス：「市立病院前」又は「西大路松原」徒歩約5分

「四条御前通」徒歩約10分



## 5 問合せ先

【展示会場】（展示実施日のみ）京都市リユース家具展示場

TEL 075-314-0347

【担当課】環境政策局循環型社会推進部循環企画課

TEL 075-213-4930

# 電気自動車（EV）を使った カーシェアリングを体験しよう！

京都市では、低炭素社会と公害のない社会の実現を目指して、次世代自動車の普及促進事業に取り組んでいます。その取組の一つとして、電気自動車（EV）を使ったカーシェアリングの試行実験を行っています（貸出台数5台）。この機会に、電気自動車に乗って、低炭素・低公害の生活をぜひご体験ください！

📅 期間	平成25年2月28日まで（12月29日～1月3日を除く）
📅 貸出時間	午前9時～午後6時 任意の時間帯で貸出します。 ※一部貸出時間を午前9時～午後5時に変更することがあります。
👤 対象者	普通自動車免許をお持ちの方
💰 利用料金	無料
🔁 貸出回数	最大2回まで



## ご利用方法

ご利用についての各種注意事項等は、**利用説明会**にて詳しい説明を行います。また、専用ホームページでもご利用方法や注意事項等をご覧ください。

【専用ホームページ】<http://www.ecoloca.jp/kyoto/index.html>



### STEP1

まず、利用説明会にお申込ください！  
インターネット受付（24時間）  
<https://www.n-p-d.co.jp/ecoloca/kyoto/form.php>  
問合せ先 0120-856924（日本駐車場開発株式会社）

### STEP2

利用説明会で、ICカードをお渡しします！  
ご利用に関するご説明と、免許証の確認、ICカードの発行を行います。  
【ご持参いただくもの】 免許証、印鑑、現住所を確認できるもの  
ICカードの保証金1,000円

### STEP3

車両を予約し、カーシェアリングを利用！  
インターネットより車両をご予約ください。  
【予約はこちら】<https://www3.car-share.jp/ecoloca/login.html>  
ご予約の日時に車両貸出しステーションへ行き、ICカードを読み取り部にかざすと利用開始になります。

## 貸出場所・貸出台数

貸出場所	車種	貸出台数
御池地下駐車場（中京区）	三菱アイミーブ	3台
岡崎駐車場（左京区）	日産リーフ	1台
京都駅八条口駐車場（南区）	三菱アイミーブ	1台

担当：環境政策局環境企画部環境管理課 TEL 075-213-0930

## 発行 京都市環境政策局環境企画部環境管理課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4F  
TEL. 075-213-0930 FAX. 075-213-0922  
URL：[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-2-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-2-2-0-0_1.html)

京都市環境情報のバックナンバーは、以下のアドレスから御覧になれます。  
URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000119470.html>



京都市印刷物 第243075号